

社会保険おきなわ

2022. 9 No.500

今月の記事

協会けんぽ沖縄支部からのお知らせ

- 「インセンティブ制度」 8p
- 「令和4年度被扶養者資格再確認」 9p

年金事務所からのお知らせ

- 「在職老齢年金」～働きながら年金を受け取る時～ 4p - 5p
- 年金事務の口座振替と電子申請 10p

沖縄県社会保険協会からのお知らせ

- 500号記念「社会保険おきなわの歴史」 2p - 3p
- 500号記念「もう一度読みたい！コラム」 6p - 7p
- 2022年度社会保険協会会費納入の御礼とお願い 11p
- 社会保険Q&A「教えて城間先生!!」 12p



職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----





1975. 1

■「社会保険おきなわ」が発行された当初
1975年当初はB5サイズと小さく、モノク

「社会保険おきなわ」第一号が1975年1月に発行され47年余り、今回2022年9月号で記念すべき500号を迎えました。これもひとえに協会の皆さまをはじめ関係各位の皆さま、そして読者の皆さまのお陰と心より感謝申し上げます。

「社会保険おきなわ」は、社会保険制度の改正内容や、年金制度・健康保険制度に関する諸手続きのお知らせ、そのほか働く方に役立つ情報をお届けしており、現在は年6回奇数月に発行しております。



500号記念 「社会保険おきなわの歴史」

口6ページとシンプルなつくりをしておりました。その後カラー化され、サイズもA4サイズに、ページも増えながら、35年にわたり毎月発行を行なってきました。その後2010年5月号から隔月（奇数月）の発行となりました。

■読み物としても楽しめる広報誌へ

働く皆さまにとって気になる社会保険・年金・健康保険制度に関する最新情報やお知らせを発信してまいりましたが、「読み物としても楽しめる広報誌にしたい」という思いから2018年11月号、管理栄養士や社会保険労務士など様々な分野の方に執筆していただく「コラム」の掲載が始まりました。コラムの執筆には社会保険協会が行なう「社会保険事務講習会」などで講師をして頂く先生方にも行なっていたいております。時世や季節に合わせたテーマで読者の皆さまがより楽しめる内容となっております。（本号6〜7ページにこれまでのコラム記事を振り返る「500号記念」もう一度読みたい！コラム」を掲載しております。ぜひ併せてご覧ください。）

2019年1月号からはページ数を12ページに拡大、よりボリュームのある広報誌となりました。また同年から4年連続1月号を彩るページと





[2019年 中村氏]



[2020年 比嘉氏]

して協会会長の「新春インタビュー」ページを設け、お正月ならではの魅力ある記事を掲載いたしております。2020年11月号では社会保険にまつわる相談をQ&Aでお伝えする「教えて城間先生!!」の連載も始まり、後からでも読み返したくなる情報を発信しております。

*「新春インタビュー」歴代インタビューア

2019年 中村 一枝氏（ラジオパーソナリ

ティ、テレビ番組ナレーター等）

2020年 比嘉華奈江氏（株Life's Love代表

取締役）

2021年 与儀久美子氏（よぎキャリアコン

サルティング代表）

2022年 千葉千尋氏（保健師）



[2021年 与儀氏]



[2022年 千葉氏]

*「教えて城間先生!!」バックナンバー

vol.1 「勤務形態の変更と最低賃金について」
(2020年11月号)

vol.2 「年次有給休暇の取得義務化について」
(2021年1月号)

vol.3 「男性の育児休業について」
(2021年3月号)

vol.4 「育児休業について」(2021年5月号)



vol.5 「健康保険被扶養者認定について」
(2021年9月号)

vol.6 「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について」(2021年11月号)

vol.7 「2022年1月から改正される傷病手当金の支給期間について」(2022年1月号)

vol.8 「定年退職を1か月後に控えた従業員に対しての年休の新規付与について」
(2022年3月号)

vol.9 「採用日と出勤日が異なる場合の資格取得年月日について」(2022年5月号)

vol.10 「短時間労働者の社会保険適用拡大について」
(2022年7月号)

vol.11 「育児休業期間中の年休の付与について」
(2022年9月号)



過去の広報誌(2016年9月号から現在まで)は、社会保険協会ホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。気になる方はぜひご覧ください。

今後も皆さまへ「社会保険おきなわ」を通し、働く皆さまへ魅力ある情報を発信してまいります。これからもどうぞよろしくお願ひします。



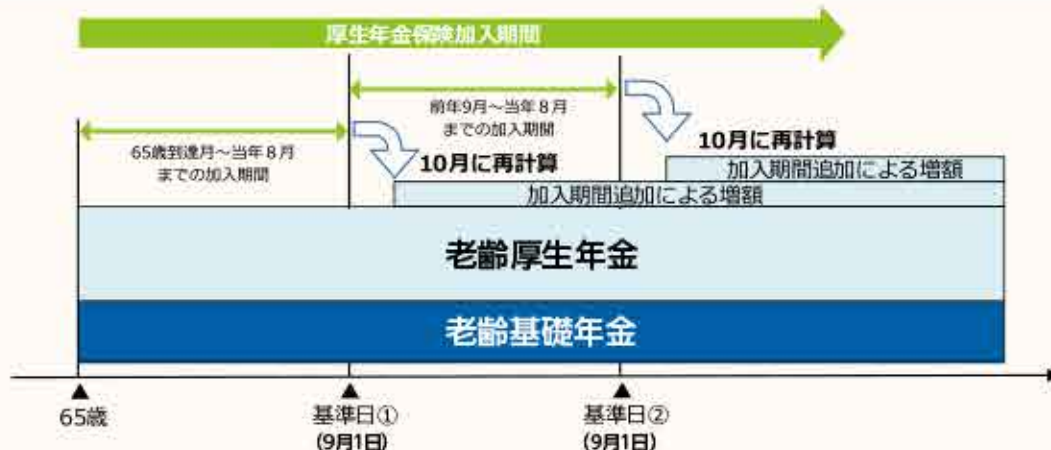
お知らせです。 /

<在職老齢年金を受けている方の年金額について>

■ 在職定時改定 *在職定時改定の対象は、65歳以上70歳未満の方に限られます。

基準日（9月1日）において被保険者である受給権者の老齢厚生年金について、毎年、基準日の属する月前の被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月（10月）に年金額の再計算を行います。これを「在職定時改定」といいます。

毎年、基準日の属する月前の厚生年金保険加入期間を追加して年金額の再計算が行われます。



<在職老齢年金を受けている方が退職したとき>

■ 退職改定

厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けている方が、退職して1カ月を経過したときは、退職した翌月分の年金額から見直されます。これを「退職改定」といいます。

- ・年金額の全部または一部の支給停止がなくなり、全額支給されます。
- ・年金額に反映されていない退職までの厚生年金保険加入期間を追加して、年金額の再計算が行われます。



- ※退職して1カ月以内に再就職し、厚生年金保険に加入したとき（転職など）は、退職改定は行われず引き続き在職老齢年金としての支払いが行われます。
- ※70歳以上の期間は、厚生年金保険に加入していないため、年金額の計算には反映しません。

※在職定時改定または退職改定により厚生年金保険の加入期間が20年以上になると、加給年金額や振替加算が支給（または停止）される場合があります。

在職老齢年金（働きながら年金を受け取るとき）

70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを「在職老齢年金」といいます。



■ 在職老齢年金の計算方法



基本月額

→ 加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額

*特別支給の老齢厚生年金についても同様です。

総報酬月額相当額

→ (その月の標準報酬月額※) + (その月以前1年間の標準賞与額※の合計) ÷ 12

※70歳以上の方は、厚生年金保険に加入しないため、標準報酬月額に相当する額、標準賞与額に相当する額となります。

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下ですか？

はい

全額支給

いいえ

一部または全額支給停止



在職老齢年金制度による調整後の年金受給月額＝
基本月額－（基本月額＋総報酬月額相当額－47万円）÷ 2

- *厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに、基本月額を算出します。
- *年金受給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金（加給年金額を含む）は全額支給停止となります。
- *老齢基礎年金、経過的加算額および繰下げ加算額は、全額支給となります。
- *日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金（退職共済年金）を受け取っている場合は、それぞれの老齢厚生年金の額に応じて按分した額をそれぞれ支給停止します。

<支給停止期間および支給停止額の変更時期>

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えている期間が支給停止となります。支給停止額は、総報酬月額相当額が変わった月または退職日等の翌月※に変更されます。

※退職して1か月以内に再就職し、厚生年金保険に加入した場合を除きます。

Column

500号記念

Column

「もう一度読みたい！社会保険おきなわコラム」

「社会保険おきなわ」広報誌では、2018年11月号から働く皆さまのためになる「コラム」を掲載してまいりました。ジャンルに問わず様々な分野で活躍される方々に執筆いただき、約4年間で12名、合わせて31本のコラムが掲載されました。これまでのコラムは社会保険協会ホームページの広報誌一覧からご覧になれます。今見返しても為になる内容ばかり！この機会にぜひ気になるバックナンバーを読み返してみたいはいかがでしょうか。

大城 朝野 氏

(生きがい、働きがい、経営研究所「ハタワークス」代表、
社会保険労務士、キャリアコンサルタント)

- ・「ハラスメントのない」～「笑顔」の職場づくりのために～ (2019年3月号)
- ・「キャリアアップについて」 (2019年5月号)
- ・「望む未来に向けての自分の整え方」 (2020年5月号)
- ・「人生は、選択の連続、何を選択するか」 (2021年7月号)



大城 成未 氏

(管理栄養士)

- ・「食と健康」 (2019年1月号)
- ・「心と体を整える冬じたく」～自然の流れに合わせた食養生～ (2019年11月号)
- ・「心と体を整える食養生」～春の季節に合わせて～ (2020年3月号)
- ・「心と体を整える食養生」～秋の季節に合わせて～ (2020年9月号)
- ・「スパイスで広がる食の楽しみ」 (2021年7月号)
- ・「熱中症対策のための食生活」 (2022年7月号)



比嘉 正人 氏

(特定社会保険労務士、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー)

- ・「人を大事にする「人事・評価制度」とは？」 (2018年11月号)
- ・「働き方」が変わります！！」 (2019年3月号)
- ・「新型コロナウイルスに関する給付金助成金」 (2020年9月号)
- ・「新型コロナウイルスに関する給付金助成金」 (2021年7月号)



比嘉 華奈江 氏

(株式会社Life is Love代表取締役)

- ・「働く人のコミュニケーション」 (2019年9月号)
- ・「本質的なテレワークを」 (2020年7月号)
- ・「働き方改革で求められる管理職・リーダー像」 (2021年11月号)



千葉千尋氏

(保健師)

- ・「こころと体をゆるめてストレスに強くなろう」(2019年7月号)
- ・「新型コロナウイルスに負けない、こころとからだのセルフケア」(2020年7月号)
- ・「女性が働きがいのある職場づくりのヒント」～女性のこころと体の健康～(前編)(2021年9月号)
- ・「女性が働きがいのある職場づくりのヒント」～女性のこころと体の健康～(後編)(2021年11月号)



北村正貴氏

(北村ファシリテーション事務所代表、ファシリテーター)

- ・「チームを強くする社内ファシリテーションのススメ」(2020年5月号)
- ・「変化を創り続けることに会社の意義がある」～より良い組織活動につなげる方法～(2021年5月号)
- ・「働きやすい職場をつくる振り返りのススメ(前編)」(2022年3月号)
- ・「働きやすい職場をつくる振り返りのススメ(後編)」(2022年5月号)



諸見里 安知氏 (介護支援専門員、介護福祉士)

- ・「働く人のための「笑顔」の介護」～幸せを生み出す「介護」とは?～(2019年1月号)

小浜 敬子氏 (睡眠改善インストラクター、管理栄養士、健康運動指導士)

- ・「睡眠改善」～イキイキと笑顔で過ごすために～(2019年5月号)

吉村 友見氏 (株式会社Life is Love労務管理コンサルタント)

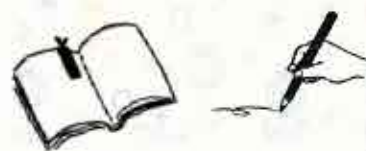
- ・「働き方改革」～他の先進国の働き方 ドイツを事例に～(2019年11月号)

小柳 弘恵氏 (やんばる希望ヶ丘産院院長、助産師、看護師)

- ・「月経は健康のバロメーター」～ストレスに負けないカラダ作り～(2020年11月号)

賀数 淳氏 (沖縄大学地域研究所特別研究員)

- ・「コロナ禍の災害」(2020年11月号)



前兼久 俊一氏 (株式会社琉球ストラテジー代表取締役、理学療法士)

- ・「コロナ禍の健康づくり」(2021年3月号)



過去の広報誌(2016年9月号～現在)は、社会保険協会ホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。気になる方はぜひご覧ください。

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

インセンティブ制度の導入から5年 保険料率引き下げのために必要な取組を再確認

保険料率は皆さまの取組で変わる

協会けんぽでは、事業主・加入者の皆さまの取組が2年後の保険料率に反映される「インセンティブ制度」を導入して、今年度で5年目を迎えました。保険料率を引き下げるために必要な取組について、事業主と加入者それぞれの立場から確認してみましょう。

Q/ インセンティブ制度とは何ですか？

A 5つの指標に基づき、協会けんぽ都道府県支部ごとに事業主・加入者の皆さまの取組結果をランク付けし、上位の支部は保険料率が引き下げられる制度です。皆さまの健康への取組が医療費適正化につながります。

Q/ 取り組む5つの指標とは何ですか？

5つの指標 (評価指標)	取り組むこと	
	事業主	従業員・ご家族
① 特定健診等の実施率	<p>①従業員の健診</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員に協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を受けさせる。 「生活習慣病予防健診」を利用しない場合は、協会けんぽに健診結果データを提出する。 <p>📌 「生活習慣病予防健診」を利用する方が、検査項目が多く、データ提出も不要のためお勧めです。</p> <p>②ご家族の健診</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員を通じ、ご家族の健診受診を呼びかける。 	<p>①従業員</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診を毎年必ず受診する。 <p>📌 35歳以上の方はお得な「生活習慣病予防健診」をご利用いただけます。</p> <p>②ご家族</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽから届く「特定健診受診券」を使用し、特定健診を毎年必ず受診する。 パート勤務先で健診を受ける場合は、健診結果を協会けんぽに提出する。 <p>📌 受診券を利用すると、沖縄県内の医療機関なら健診費用が無料になります。</p>
② 特定保健指導の実施率 ③ 特定保健指導対象者の減少率	<p>従業員に保健指導を受けさせる。</p> <p>📌 事業所宛てに、保健指導の対象となった従業員をお知らせします。面談場所は職場のほか、Web、協会けんぽ事務所、保健指導委託機関でも受けられます。</p>	<p>従業員・ご家族</p> <p>保健指導の対象となった方は、保健師・管理栄養士と目標を決め、生活習慣の改善に取り組む。(ご家族の案内は、ご自宅に届きます。)</p>
④ 要治療者の医療機関受診率	<p>健診の結果、要治療・再検査となった従業員に必ず医療機関を受診させる。</p>	<p>従業員・ご家族</p> <p>健診の結果、要治療・再検査となったら医療機関を必ず受診する。</p> <p>📌 健診を受けて終わりではありません。重症化を防ぐには早期治療が重要です。</p>
⑤ ジェネリック医薬品の使用割合	<p>📌 保険証やお薬手帳に貼れる「ジェネリック医薬品希望シール」を配布しています。ご希望の場合は、協会けんぽまでお知らせください。</p>	<p>従業員・ご家族</p> <p>お薬を受け取る際は、積極的にジェネリック医薬品を選択する。</p>

【インセンティブ制度に関するお問い合わせ先】 企画総務グループ (☎ガイダンス4番)

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

令和4年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和4年度につきましては、10月上旬から10月下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※ 令和4年度の予定 ※

＜確認の対象となる方＞

令和4年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険）

※ すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

＜送付時期＞

令和4年10月上旬から10月下旬にかけて順次送付いたします。

＜提出期限＞

令和4年11月30日（水）

＜確認書類について＞

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

- 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

＜扶養から外れる被扶養者の方がいる場合＞

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調査兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

＜令和3年度の実績＞

- 扶養解除者数 約7.3万人
 - 前期高齢者納付金※の負担軽減額（効果額） 約9億円
- ※65歳～74歳の前期高齢者の医療費については、国民健康保険と被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合）で医療費負担の不均衡が生じるため、保険者間で財政調整を行っています。
- お忙しい中、確認業務にご協力いただきありがとうございました。

【被扶養者資格再確認に関するお問い合わせ先】 業務グループ（☎ガイダンス1番）

 全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>

〒900-8512（この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。）

☎098-951-2211（代表）受付時間／8：30～17：15（土日祝日・年末年始除く）



給付金の申請等すべて郵送でお手続きができます。郵送でのご提出にご協力をお願いいたします。

＼年金事務所からのお知らせです。／

社会保険料の納付には口座振替をご利用ください!

- 毎月、金融機関に出向く必要がないので便利です。 ○口座振替手数料のご負担は不要です。
- 全国の金融機関がご利用になれます。
⇒銀行、信用金庫、労働金庫、農協、ゆうちょ銀行等の口座から振替が可能です。
※イオン銀行以外のインターネット専業銀行等、一部お取り扱いの出来ない金融機関がございます。
- 毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座からお引き落としします。
※「末日」が土日祝祭日に当たる場合は翌営業日のお引き落としになります。
※振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替が出来なかった場合は、後日、送付される納付書にて、金融機関等の窓口で納付していただくことになります。
◎口座振替を希望される場合や、不明な点等がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

事業主の皆さまへ

いつでも!

どこでも!

カンタンに!

社会保険手続きは **電子申請** をご利用ください

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。

電子申請がいちばん早い!

電子申請なら紙や電子媒体での申請よりも早く処理がされます。例えば健康保険証は、紙で申請するより3~4日早く届きます。

Q 電子申請のメリットは何ですか？

A 24時間365日いつでもどこでも申請可能です。郵送費などのコスト削減も期待できます。

主要な届出※の電子申請実施率



電子申請による届出が増えています!

Q ネットワークは安全ですか？

A セキュリティに配慮し、安全な仕組みを構築しています。

※資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届

電子申請のご利用方法 3ステップでカンタンにご利用できます!



※届書・作成プログラムとは、届書を簡易に作成・申請できるプログラムで、日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。

GビズID ってなに?

※「GビズID」の詳細内容、手続きはGビズIDホームページをご覧ください。

GビズIDとは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。



GビズID

検索

<https://gbiz-id.go.jp>

無料で利用することができます。ぜひご利用ください。

ご利用に関するお問い合わせは
日本年金機構ホームページをご覧ください



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです
《ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)》

- 0570-007-123(ナビダイヤル)→「2番」をお選びください
- 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください

《受付時間》月~金曜日:午前8時30分~午後7時/
第2土曜日午前9時30分~午後4時
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

～社会保険協会からのお知らせ～

2022年度 社会保険協会会費納入の御礼とお願い 

2022年度も社会保険協会会費の納入につきましては、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
納入がまだの事業所様は、5月に送付しました「納付書」によりお早めに納付くださいますよう、お願い申し上げます。

本年度も事業計画にもとづき、当協会は、県内の社会保険に加入している事業所様を会員として、社会保険制度の普及発展及び職員やその家族の皆さまの健康づくりと福利の増進に努めてまいります。

また、本年度の事業計画につきましては、協会ホームページ（協会の概要）に掲載してございます。

協会ホームページでも各種事業を随時ご案内していきますので、どうぞご利用ください。

協会の各種事業は会員事業所様の会費を唯一の財源として運営しておりますので、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

事業所の名称・住所等の変更の際はお知らせください 

※事業所名称や住所等に変更がございましたら、お手数ですが下記の用紙をご記入の上、FAXまたはEメールにてお知らせください。

会員事業所変更届

変更前	事業所記号番号	※封筒の宛名下に記載されています	
	フリガナ		
	事業所名		
	事業所住所	〒	—
	電話番号		

※該当箇所に○をしていただき、変更後の内容を記入してください。



変更後	<input type="radio"/> 事業所記号番号	【記入例】那 - アイウ 1111	
	<input type="radio"/> フリガナ		
	<input type="radio"/> 事業所名		
	<input type="radio"/> 事業所住所	〒	—
	<input type="radio"/> 電話番号		
	連絡事項	ご担当者名	

送付先・お問い合わせは
沖縄県社会保険協会

FAX 098-861-2682 TEL 098-861-2681
E-mail : okisyakyo@ryucom.ne.jp

社会保険



「教えて城間先生!!」

Vol. 11

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。
今回は育児休業期間中の年休の付与についてです。



事務担当者



当事業所の従業員が育児休業中ですが、休業期間中に年休の起算日（4月1日）が到来します。この場合、年休を新規に付与すべきでしょうか？



はい、要件を満たせば育児休業期間中の年休は発生します。

年休の発生要件とは、雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合と6か月を経過した日から1年ごとに区分した各期間の初日の前日に属する期間において、出勤した日数が全労働日の8割以上ある場合を挙げています。



城間先生

育児休業を取得している期間は労働関係が断続しているわけではなく、会社に在籍している期間には変わりなく、労働者が全労働日（※）の8割以上出勤したのであれば、育児休業中とはいえ、当然に年休が発生することになります。

なお、出勤日については、次の日は出勤したものと扱われます。

- ①業務上の負傷、疾病による療養のための休業期間
- ②産前産後の休業期間
- ③育児、介護休業法に基づく育児休業および介護休業期間
- ④年次有給休暇を取得した日

このように育児休業期間は出勤日にカウントされるため、育児休業以外の欠勤等で出勤率が8割を下回らない限り、育児休業期間中に年休の起算日が到来した場合には年休を新規に付与することが求められます。

※全労働日：基本的に対象期間の暦日数から就業規則等で定める休日を除いた日数。その他、次の日も全労働日から除外されます。

- ①所定の休日に労働した日
- ②使用者の責に帰すべき事由によって休業した日
- ③正当なストライキその他の正当な争議行為により労務が全くされなかった日

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

9月：2日（金）・9日（金）・16日（金）・30日（金）

10月：7日（金）・14日（金）・21日（金）・28日（金）

□各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

